

別紙

(下線部分は改正箇所)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている<u>場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、劳役場留置の言渡しを受けて劳役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u></p> <p>(2) (略)</p> | <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている<u>場合</u>、劳役場留置の言渡しを受けて劳役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p> |